

事前教示照会回答書様式の記載について

品目分類及び原産地に係る事前教示回答書の「注意事項」の記載について、明確化を図る観点から、本日付で改正が行われました。令和7年6月 30 日までに事前教示回答書の交付を受けた方におかれましては、以下をご確認ください。

税関様式	新	旧
C 第 1000 号－1	<p>8. 法令若しくは通達の改正又は分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。</p> <p>9. 分類解釈の変更により変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、<u>その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与えるおそれがないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)</u></p>	<p>8. 法令又は通達の改正、分類解釈の変更その他の理由によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。</p> <p>9. 事前教示回答書(変更通知書兼用)上記8.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、<u>当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)</u></p>
C 第 1000 号－3 (原産地回答用)	<p>4. 法令若しくは通達の改正又は原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。</p> <p>5. 原産地認定解釈の変更により変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められ、かつ、<u>その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与えるおそれがないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)</u></p>	<p>4. 原産地認定解釈の変更によりこの回答書の原産地認定変更が必要となったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。</p> <p>5. 上記4.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該原産地認定変更前に契約した貨物について、当該原産地認定変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、<u>当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書します(当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)</u></p>

	<p>れがないと認められるときは、申出により原産地認定理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間(発生数量を限度とします。)」及び「輸入予定期間(原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書きします(当該朱書きされた回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)。</p> <p>を限度とします。)」及び「輸入予定期間(原産地認定変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期限の何れか早い日までを限度とします。)」等を当初の回答書に朱書きします(当該朱書きされた回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。)。</p>
--	---

上記に關しご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

関税局業務課

03-3581-4111

分類 内線 2536

原産地 内線 6463